

平成29年度定期監査（上期）結果

- 1 監査の期間** 平成29年4月12日から5月25日まで
- 2 監査の対象** 丹生川支所・清見支所・荘川支所・一之宮支所・久々野支所
- 3 監査の場所** 各支所会議室及び現地
- 4 監査の主眼** 平成28年度の支所における財務事務の執行、経営に係る事業の管理並びに執行状況について、正確性、適法等を主眼として監査を実施した。

5 監査の方法

対象5支所を巡回する中で、本庁所管課からの予算配当を受けた事務事業の執行状況、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）への支援の状況、市道等の維持修繕に係る情報提供への対応のほか、行政組織規則に定める分掌事務などについて、提出された資料に基づき支所長や関係職員から聴取して行った。

6 監査の結果

平成28年度は各支所において、本庁所管課からの予算配当を受け、除雪対策、道路橋りょう維持修繕、農業土木施設整備、庁舎管理、観光施設運営などの各事業費が執行されており、事務事業の執行状況は全般にわたり概ね適切であった。

また、常に協議会と連携を図り、補助対象経費への助言や道路橋りょう維持修繕事業における協議会要望の1千万円枠の工事選定などの支援、協力がなされていた。

なお、監査の過程での軽易な事項については、所管課及び支所に口頭で指示をしたが、特に次の諸点については検討されたい。

（1）事務分掌について

支所地域の事務は、地方自治法第155条第1項に規定する本庁の総合出先機関として、高山市行政組織規則（以下「組織規則」という。）第7条第2項で定め、各年度とも年度当初に組織編成表（以下「編成表」という。）により、行政事務の具体が示されている。

今回監査した支所を見る限り、組織規則で規定した事務分掌と各支所の編成表に記載された事務分掌では、相互の整合性、統一性がない事務が多く見受けられた。

事務分掌は行政事務遂行の効率性、有効性、適法性のみならず責任と権限の明確化や公有資産の保全など内部統制組織の基本であることから、両者の分掌事務の整合を再検討されたい。

(2) 市道未登記道路用地測量事業について

市道の未登記用地の分筆測量や登記事務については、世代交代など時間の経過とともに、地権者の権利関係の複雑化や隣接者の立会い、境界確定の難しい箇所など、事業推進に支障が生じている。

市では、平成18年度から事業を開始し、これまでに投じた事業費は5億4,361万円で、登記が完了したものは68路線1,750筆、登記処理率は34.7%と低い状況にある。

なお、平成28年度の決算見込額は4,691万円で、処理した登記済土地は84筆である。

事業開始後10年以上が経過していることから、引き続き更なる未登記路線の解消に努められたい。

平成28年度末 市道未登記道路線処理状況

	筆 数				路線数	
	総筆数	登記処理数	未登記残数	登記処理率	総路線数	完了路線数
丹生川	509	128	381	25.1%	13	4
清見	382	141	241	36.9%	20	13
莊川	302	136	166	45.0%	21	10
一之宮	69	47	22	68.1%	13	8
久々野	350	212	138	60.6%	29	9
朝日	524	169	355	32.3%	24	9
高根	652	68	584	10.4%	33	3
上宝	2,261	849	1,412	37.5%	107	12
市全体	5,049	1,750	3,299	34.7%	260	68